

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【日本芸術文化振興会】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日30日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	日本芸術文化振興会

(平成25年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>● 遊休している建物及び土地等の固定資産はなく、また、整理合理化等において個別に指摘された資産の見直しはない。なお、監事監査において見直しを指摘された資産もない。利益剰余金は独立行政法人通則法第44条第1項による積立金として計上しており、中期目標の最終年度には、決算において額を確定した上で、国庫に返納することとなっている。なお、平成24年度は第2期中期目標期間の最終年度にあたるため、積立金から次期中期目標期間に繰り越す額を差し引いた額の国庫納付手続を進めている。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>● 該当なし。不要施設等はない。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 平成25年度からの第3期中期計画において、「保有する劇場施設等の資産については、利用実態を把握し、保有の目的・必要性に鑑み、一層の有効活用に資するための方策を検討・実施する」、また「施設・設備の老朽化への対応、劇場利用者の安全確保及び利便性の向上等のため、各劇場等施設について長期的な視野に立った整備計画を策定し、施設・設備に関する計画に沿った整備を推進する」とし、継続的に見直しを図っている。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>● 本部事務所等、当法人の施設は事業に最低限度必要なものである。 ● 施設の維持管理経費について、国立劇場本館(千代田区)と国立能楽堂(渋谷区)の施設維持管理契約について可能なものを検討し、従来個別に契約していた清掃業務の一括契約化を図った。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>● 該当なし。当法人に「東京事務所」はない。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>● 該当なし。当法人に「海外事務所」はない。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>● 該当なし。当法人に「職員研修・宿泊施設」はない。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 当法人は東京・大阪に事業所を保有しており、円滑な人事異動など事務・事業を実施する上で真に必要なものに限って、安定的かつ継続的に職員宿舎を確保する必要がある。今後は「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定)を踏まえて必要な見直しを行う。</p>

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月24日付け、21文科会第228号、文部科学大臣通知)」に基づき、より競争性、透明性の高い入札・契約事務を実施することを目的として20年度契約を基準とした新たな「随意契約見直し計画」を策定し、22年4月に公表した。

● 同種の、又は各館に共通する物品購入や役務の調達において、契約内容や入札方法の集約化・一元化による効率化を図り、一体的な契約や複数年契約を推進している。

● 一者応札・応募改善のため、参加資格等の要件緩和や仕様内容の見直し等を行った。

① 仕様書の内容の見直し

・特定の業者しか納入することができない条件を見直した。

② 公告期間の見直し

・一般競争入札について、10日以上としている公告期間を10営業日以上確保した。

・公募については、20日以上としている公告期間を20営業日以上確保した。

③ 入札参加要件を緩和

・過去の納入実績、請負実績等の条件を緩和した。

また、22年度より、入札公告とともに、図面等セキュリティ面において公開することに問題があると判断されるものを除き、原則として参加に必要な入札情報をすべてホームページ等に掲載した。あわせて情報入手後、応札しなかった者がいた場合、その辞退理由の収集を行うなど今後の改善策の参考とする。

● 契約監視委員会において、定期的に契約の点検を実施し、契約の適正化に努めるほか、民間企業の調達部門経験者の意見の活用も検討する。

● 明らかに競争性のない特殊な案件については、契約監視委員会に説明し、意見を聴取した上で随意契約へ変更できることとし、契約方法の適正化を図っている。

● 平成22年度契約実績

(金額ベース(単位:千円))

一般競争等4,010,207千円(34.5%)、競争性のない随意契約7,586,330千円(65.5%)

※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約7,586,330千円(平成22年10月歌舞伎公演出演契約等)(100%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等230件(62.3%)、競争性のない随意契約139件(37.7%)

※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約139件(平成22年10月歌舞伎公演出演契約等)(100%)

● 平成23年度契約実績

(金額ベース(単位:千円))

一般競争等4,269,449千円(37.5%)、競争性のない随意契約7,111,321千円(62.5%)

※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約7,111,321千円(平成23年10月歌舞伎公演出演契約等)(100%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等199件(59.0%)、競争性のない随意契約138件(41.0%)

※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約138件(平成23年10月歌舞伎公演出演契約等)(100%)

● 平成24年度契約実績

(金額ベース(単位:千円))

一般競争等2,124,184千円(23.9%)、競争性のない随意契約6,762,718千円(76.1%)

※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約6,762,718千円(平成24年10月歌舞伎公演出演契約等)(100%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等182件(56.0%)、競争性のない随意契約143件(44.0%)

※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約143件(平成24年10月歌舞伎公演出演契約等)(100%)

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、平成23年7月1日以降に公告等を行った契約で、日本芸術文化振興会と一定の関係を有する法人との契約について、当該法人との間の取引等の状況を公開している。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 関連法人は公益財団法人新国立劇場運営財団、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団、公益財団法人文楽協会がある。文楽協会については文楽公演に関する出演契約となっている。また、新国立劇場運営財団及び国立劇場おきなわ運営財団については業務運営委託契約を締結している。いずれの業務も適切に行われており、当該契約に係る利益剰余金、内部留保は存在しない。</p> <p>● また、随意契約の徹底した見直し等によりコスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、上記関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には当該利得について返還を求めると、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対処に努める。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 他法人との共同調達の実施については、コスト縮減の効果を見極め検討を進めていきたい。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 該当なし。研究開発事業は行っていない。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 当法人は我が国の文化政策を実施する中心的拠点として、伝統芸能の公開、現代舞台芸術の公開を継続的・安定的に実施していく使命を有し民間では実施できない国立劇場ならではの公演事業等を自らの企画制作により行っている。公演事業は伝統芸能の後継者養成事業、現代舞台芸術の実演家研修事業、調査研究事業などと一体的に行っており、官民競争入札については、法人の役割・性格から、導入することが困難である。 ● なお、清掃業務については、競争参加資格と仕様内容を見直し、国立劇場本館・国立能楽堂の業務を統合して、H23年4月からH25年3月までの複数年契約で調達を行った。
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共サービス改革プログラムを踏まえた、競争性・透明性の確保(随意契約・一者応札の見直し)、調達・契約方式の多様化(総合評価落札方式の改善、競争的交渉方式の導入)及び調達事務の効率化(共同調達ほか)等の契約方法を検討する。
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国家公務員と同様の給与改定を行っており、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」についても同様の改定を行った。今後も国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずる。
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ラスパイレス指数は104.1であるが、地域・学歴勘案のラスパイレス指数は91.6であり、100を下回っていることから、平成24年度の事務職員の給与水準は適正なものと認識している。今後も引き続き適正な給与水準となるよう努める。
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ及び日本芸術文化振興会要覧で、理事長、理事及び監事等の報酬について随時公表している。
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与の支給状況等について、監事監査による監査及び評価委員会による評価を行っており、今後も引き続き行うこととしている。
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3期中期目標期間(平成25年度から平成29年度まで)については、中期目標の期間中、一般管理費については15%以上、事業費については毎事業年度につき1%以上削減の効率化目標を掲げているところである。なお、第2期中期目標期間(平成20年度から平成24年度まで)においては、中期目標で定める効率化の目標(第3期と同率)を達成している。
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● これまで互助会に対し、法定外福利厚生費として法人負担分を毎年度支出してきたところであるが、平成22年6月に法人負担分を廃止した。給与振込経費は振込手数料について無料となっている。海外出張旅費については国の支給基準に準じた規程を整備しており、また、航空券についても格安航空券やバックを利用するなど経費の削減に努めている。

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 年度計画策定段階から適切な見積りを徴取するよう徹底するとともに、財務会計システムの変更に際し、年度計画作成における積算方法や科目を効率化し、経費算定やその執行において、事業担当課並びに主計・契約担当課で適切な管理が行えるよう合理化した。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 内部監査に関する要綱を備え、適時実施している。平成24年度は業務及び会計監査1回を行った。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 該当なし。特定の者が負担して実施する事業は行っていない。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>● 寄付金収入の増加等を図るため、事業への支援の獲得に加え、公演入場料の増大、施設貸与の拡充等に引き続き努力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄付金増額への取組 信託銀行と提携し、社会貢献活動に取組む団体からの寄付を目的とした「社会貢献寄付信託(文化分野)」を開始するとともに(平成23年4月)、寄付受入に向け関係機関と連携し広報活動を行っている。また、「芸術文化振興基金賛助会員制度」を立ち上げる(平成23年7月)など、寄付金増額のための環境を整備している。 ・公演への支援・協力獲得 文化庁芸術祭受託・協賛、鑑賞教室公演への自治体・旅行社の後援・協力等の他、舞踊公演(平成24年5月)における「東京文化発信プロジェクト」主催団体との共催、琉球芸能公演(平成25年3月)への2社特別協賛等を得た。 ・公演入場料の増大 引き続き、歌舞伎、文楽等での上演演目の充実を図るなど(通しでの上演、優れた演目の復活、新作の上演等)、独自性のある質の高い公演を実施した。また、ホームページ、メールマガジン等の内容の充実と提供の迅速化を推進するとともに、多様なチケット購入方法の提供による利用者の利便性の向上を図り、スマートフォンによるチケット予約サービスを平成25年4月より開始した。 ・施設貸与の拡充 ホームページ、パンフレット等による広報、説明会等の実施により、引き続き劇場利用者の増大に努めるとともに、一層のサービス向上を図るため、利用者を対象とするアンケート調査を行った。
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 現在保有している特許権等の知的財産はない。</p>

6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化活動等への助成について、助成金の交付を適正に行うため芸術文化に関し広くかつ高い識見を有する15名以内の委員で構成する芸術文化振興基金運営委員会を設置するとともに分野別の4つの部会、12の専門委員会を置き、各分野の実情及び特性に応じた審査体制をとっている。また、審査方法や助成活動の決定等について刊行物やホームページ等で公開し、透明化を図っている。 ● 文化芸術への助成に係る審査・評価等をより効果的に行うため、文化庁からの補助金事業に関しては、平成23年度から音楽及び舞踊の2分野において、また平成24年度からは演劇及び伝統芸能・大衆芸能の分野に専門家(プログラムディレクター及びプログラムオフィサー)を配置するなど、新たな審査・評価等の仕組みを試行的に行っている。
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化活動等への助成について、新たな審査・評価等の仕組みとして、平成25年度から事後評価を試行的に行っている。また、事業採択時の審査結果の公表などの方策を検討する。

No.	29	所管	文部科学省	法人名	日本芸術文化振興会
-----	----	----	-------	-----	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 芸術文化活動に対する支援	事業の優先度を踏まえた重点化	23年度中に実施	事業の優先度を踏まえ、伝統芸能伝承者養成事業への重点化を行う。	1a	平成22年度から平成23年度にかけて運営費交付金全体が削減される中で（平成22年度：10,570,054千円、平成23年度：10,244,081千円（▲325,973千円））、事業の優先度を踏まえ、平成22年11月にユネスコ無形文化遺産として登録された沖縄の組踊について、平成23年度より新たに既成者研修（新規事業規模約2,500千円）を開始するなど、伝統芸能伝承者養成事業への重点化を行った。	措置済み
02 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演						
03 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修	自己収入の拡大	23年度中に実施	自己収入の拡大を図るため、引き続き寄付金収入の増加等に取り組む。	1a	自己収入の拡大を図るため、寄付金収入・事業への支援・公演の入場料・施設貸付料の増大等に引き続き努力する。 寄付金収入 平成22年度：613千円、平成23年度：2,036千円（+1,423千円） 事業への支援 平成22年度：23,874千円、平成23年度：32,506千円（+8,632千円） 公演の入場料 平成22年度：1,802,206千円、平成23年度：1,784,796千円（△17,410千円） 施設貸付料 平成22年度：593,064千円、平成23年度：588,182千円（△4,882千円） ※平成23年度公演の入場料や施設貸付料は、東日本大震災の影響で公演時間の変更、節電等によりチケットの払い戻し、施設貸与のキャンセル等があったため減少している。 ・寄付金増額への取組 信託銀行と提携し、社会貢献活動に取り組む団体からの寄付を目的とした「社会貢献寄付信託（文化分野）」を開始するとともに（平成23年4月）、寄付受入に向け関係機関と連携し広報活動を行っている。また、新たに「芸術文化振興基金賛助会員制度」を立ち上げ（平成23年7月）、寄付金の増額に向け環境を整備した。 ・公演への支援・協力獲得 文化庁芸術祭受託・協賛、鑑賞教室公演への自治体・旅行社の後援・協力等の他、特別企画公演（平成23年9月）における「東京文化発信プロジェクト」主催団体との共催、琉球芸能公演（平成24年3月）への2社特別協賛等を得た。 ・公演入場料の増大 国立劇場開場45周年記念公演（平成23年9月から平成24年4月）を実施した他、歌舞伎、文楽等での上演演目の充実を図った（新歌舞伎、復活、通し、上演機会の少ない優秀作品の上演等）。また、ホームページのリニューアル（平成23年4月）、携帯電話で閲覧可能なホームページの公開（平成23年10月）、メールマガジンの配信等により情報提供の体制を整備するとともに、小学生用の「ぶんらくの本」、「のう・きょうげんの本」や組踊鑑賞教室紹介DVDを作成配布し、観客層の拡大を図った。	措置済み
04 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用					措置済み	

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05 制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。	2a	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月閣議決定）を踏まえ、検討を進めていたところ、同閣議決定が当面凍結されたため、法人内での検討は一旦中止し、引き続き、政府等における独立行政法人制度の在り方についての検討状況を注視しつつ、対応することとした。	政府等における独立行政法人制度の在り方についての検討状況を踏まえつつ、検討を進める。
06 組織体制の整備	運営体制の在り方の検討	23年度中に実施	新国立劇場及び国立劇場おきなわについて、新国立劇場運営財団及び国立劇場おきなわ運営財団への委託が実施されているが、法人が直営する場合との比較を含め、将来の運営体制についての検討を行い、結論を得る。	1a	平成23年6月、「新国立劇場及び国立劇場おきなわの運営の在り方に関する検討会」が取りまとめた「論点整理」の結論として、新国立劇場及び国立劇場おきなわの今後の運営に関しては、現行の財団運営委託による運営体制を維持することを基本としつつ、業務遂行上の諸課題については、振興会及び両財団が適切な役割分担の下、その改善・解決に努めるべきものとされた。	措置済み

No.	29	所管	文部科学省	法人名	日本芸術文化振興会
-----	----	----	-------	-----	-----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針		
1	事務及び事業の見直し	芸術文化振興のための助成事業の一元化		文化庁の助成事業に関する事務を日本芸術文化振興会に移管した上で、日本芸術文化振興会の助成事業(舞台芸術振興事業、芸術文化振興基金)と、文化庁の助成事業(芸術創造活動重点支援事業、文化芸術振興費補助金)とを統合・一元化する。なお、その際、全体の助成規模が拡大しないものとし、また、文化庁の助成事業担当職員を削減する。	1	平成21年度に、文化庁の助成事業に関する事務を日本芸術文化振興会に移管した上で、日本芸術文化振興会の助成事業(舞台芸術振興事業、芸術文化振興基金)と文化庁の助成事業(芸術創造活動重点支援事業、文化芸術振興費補助金)との統合・一元化を実施して、事務の効率的な運用を図った。 また、文化芸術活動に対する効果的な支援を行うため、平成23年度からプログラムディレクター、プログラムオフィサーの配置も含め新たな審査・評価等の仕組みを試行的に導入している。	引き続き、助成事業の効率的な運用と事業の強化に取り組む。
2	事務及び事業の見直し	伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修の見直し		○伝統芸能の伝承者の養成については、民間団体の実施動向も踏まえ、国として支援が必要な分野に限定する。この一環として、「大衆芸能(寄席囃子)」の養成について、現行中期目標期間の終了時までには休止するものとし、今後実施する養成についても、対象分野の存廃に係る定量的な方針を策定・公表した上で、毎年度、ニーズ把握を行い、その結果に基づき、対象分野・規模を不断に見直す。 ○現代舞台芸術の研修については、その目的、位置付け及び期待する成果を中期目標等で明確にした上で、成果の検証を厳密に行い、その結果に基づき、研修分野・規模を不断に見直す。	1	○伝統芸能の伝承者の養成については、民間団体の実施動向も踏まえ、国として支援が必要な分野に限定すべく、毎年度、ニーズの把握を行った上で、対象分野・規模について不断の見直しを図っており、「大衆芸能(寄席囃子)」の養成については、第1期中期目標期間終了時までには休止した。 ○現代舞台芸術の実演家の研修については、研修分野・規模等について不断の見直しを図っており、研修修了生の動向把握に努め、修了後の活動を通じて成果検証等を行うとともに、外部専門家による委員会等において、研修の実施方法等について検討を行っている。	引き続き、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家の研修について、対象分野・規模等の不断の見直しに取り組む。
3	事務及び事業の見直し	国立劇場等の管理運営業務に係る外部委託の拡大等		○外部委託の範囲を拡大し、一層の経費削減を図る。 ○特定の公益法人に随意契約により継続して委託している新国立劇場及び国立劇場おきなわの管理運営業務については、会計検査院による指摘(「特殊法人等から移行した独立行政法人の業務運営の状況について」(平成19年9月))に基づき、経費削減に資する効果の検証を厳密に行った上で、当該契約内容を見直し、更に効率化を図るとともに、透明性を確保する。	1	○管理運営業務に係る外部委託を推進し、警備・清掃・電話交換・場内案内等の業務において外部委託を実施するとともに、一般競争入札による契約や複数年契約の導入により一層の経費削減を図った。 ○新国立劇場及び国立劇場おきなわの管理運営業務については、平成19年度以降、毎年度、委託費の削減を行うとともに、委託内容や財務情報等についてホームページで公表するなど、透明性の確保に努めている。	引き続き、外部委託の推進による経費削減に努めるとともに、関連法人との契約の状況について、透明性の確保に取り組む。
4	運営の効率化及び自律化	施設の有効活用等		○国民の鑑賞機会を増加させる観点から、すべての劇場について、稼働率を向上させるため、貸劇場公演の日数を増やすことも含め、公演回数増加を図るとともに、公演の映像記録について、必要な著作権等の処理を行った上で劇場上映や映像記録の販売等を行うなど有効に活用する。同時に、これらにより自己収入の増加にも努める。	1	○すべての劇場について使用効率の向上を図り、貸劇場公演の日数の増加を図るため、施設・設備等の概要及び貸与手続き方法、空き日情報等の法人ホームページへの掲載や貸劇場に係る募集説明会の開催など、積極的な情報提供に努めるとともに、施設利用システムを導入した顧客情報の管理など効率的な業務実施体制を整備した。また、公演の映像記録について、必要な著作権等の処理を行った上で外部制作会社との協力によるDVDの発売等を行うなど有効活用を図った。これらにより自己収入の増加にも努めた。	引き続き、劇場施設の有効活用に向け、積極的な情報提供等に取り組む。